

別記様式（第3条関係）

北海道教育委員会教育長告示第60号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

令和6年(2024年)5月9日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

(教育委員会所管分その15)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>学校スポーツ振興事業費補助金（北海道中学校体育大会開催事業補助金）</p> <p>(目的) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第22条の規定に基づき、北海道の学校体育の振興に寄与するため、予算の範囲内で補助する。</p>	北海道中学校体育連盟会長	<p>学校スポーツ振興事業（北海道中学校体育大会開催事業に限る。）に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 賃金</li> <li>2 報償費</li> <li>3 旅費</li> <li>4 需用費（消耗品費及び印刷製本費に限る。）</li> <li>5 役務費</li> <li>6 使用料及び賃借料</li> </ol>	定額	<p>教育第3号様式</p> <p>教育第10号様式</p> <p>教育第14号様式</p> <p>教育第16号様式</p> <p>教育第28号様式</p>	<p>教育第3号様式</p> <p>教育第25号様式</p> <p>教育第27号様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 事業着手の10日前</p> <p>提出先 北海道教育庁 学校教育局 健康・体育課</p>	教育長	<p>交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。</p>

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘 要
<p>学校スポーツ振興事業費補助金（全道高等学校体育大会開催事業補助金）</p> <p>（目的） スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第22条の規定に基づき、北海道の学校体育の振興に寄与するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道高等学校体育連盟会長</p>	<p>学校スポーツ振興事業（全道高等学校体育大会開催事業に限る。）に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 賃金</li> <li>2 報償費</li> <li>3 旅費</li> <li>4 需用費（消耗品費及び印刷製本費に限る。）</li> <li>5 役務費</li> <li>6 使用料及び賃借料</li> </ol>	<p>定額</p>	<p>教育第3号様式</p> <p>教育第10号様式</p> <p>教育第14号様式</p> <p>教育第16号様式</p> <p>教育第28号様式</p>	<p>教育第3号様式</p> <p>教育第25号様式</p> <p>教育第27号様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 事業着手の10日前</p> <p>提出先 北海道教育庁 学校教育局 健康・体育課</p>	<p>教育長</p>	<p>交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。</p>
<p>学校スポーツ振興事業費補助金（全道高等学校定時制通信制体育大会開催事業補助金）</p> <p>（目的） スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第22条の規定に基づき、北海道の学校体育の振興に寄与するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道高等学校定時制通信制体育連盟会長</p>	<p>学校スポーツ振興事業（全道高等学校定時制通信制体育大会開催事業に限る。）に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 賃金</li> <li>2 報償費</li> <li>3 旅費</li> <li>4 需用費（消耗品費及び印刷製本費に限る。）</li> <li>5 役務費</li> <li>6 使用料及び賃借料</li> </ol>	<p>定額</p>	<p>教育第3号様式</p> <p>教育第10号様式</p> <p>教育第14号様式</p> <p>教育第16号様式</p> <p>教育第28号様式</p>	<p>教育第3号様式</p> <p>教育第25号様式</p> <p>教育第27号様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 事業着手の10日前</p> <p>提出先 北海道教育庁 学校教育局 健康・体育課</p>	<p>教育長</p>	<p>交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。</p>